

見守り 新鮮情報

事例1 先日父が亡くなった。父が契約していた**通販サイト**の有料会員を解約したいが、**IDやパスワード**が分からぬいため、会員ページにログインできず、手続きが何もできない。

(契約当事者：80歳代 男性、相談者：50歳代 女性)

事例2 亡くなった夫が利用していた**決済アプリ**の残高が10万円あることが分かった。しかし、夫の**スマートフォンのロック**が解除できないため、詳細が確認できない。

(契約当事者：70歳代 男性、相談者：60歳代 女性)



©Kuroaki Gen

生前整理デジタル遺品 リストを作りましょう

ひとこと助言

デジタル遺品リストを作ろう



- 「デジタル遺品」（デジタル環境を通してしか実態がつかめない遺品）について、遺族から、IDやパスワードが分からず定期購入や月額制のサービスをスムーズに解約できない、ロックが解除できず端末内の電子マネーやネット取引の状況が把握できないなどの相談が寄せられています。
- 終活の一環として、端末のロック解除方法、退会が必要なサイトとそのIDやパスワード、ネット関連の金融資産などについてノートなどに記し、家族などに伝える手段を講じておきましょう。
- 遺族の方は、まず契約先に手続きについて確認しましょう。困ったときには、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください（消費者ホットライン 188）。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第430号（2022年9月6日）発行：独立行政法人国民生活センター

長崎市消費者センター（長崎市築町3番18号メルカつきまち4階）
相談専用電話 **829-1234** または 消費者ホットライン **188**
時間 10時～17時（土日祝も可 月曜定休）